

新旧対照表

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>第1から第5まで（現行のとおり）</p> <p>第6 検診方法等 1及び2（現行のとおり）</p> <p>3 胸部エックス線写真の読影方法 （1）（現行のとおり） （2）二重読影 2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影すること。読影結果の判定は、「<u>肺癌取扱い規約 改訂第8版（肺がん検診の手引き 2020年改訂版）</u>」（日本肺癌学会編。以下「<u>肺がん検診の手引き 2020年改訂版</u>」という。）の「<u>肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分（別紙2）</u>」によって行い、仮判定区分「d」及び「e」のものについては、比較読影を行う。</p> <p>（3）（現行のとおり） （4）読影結果の判定 読影結果の判定は、「<u>肺がん検診の手引き 2020年改訂版</u>」の「<u>肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分（別紙2）</u>」により行う。</p> <p>4（現行のとおり）</p>	<p>第1から第6まで（略）</p> <p>第6 検診方法等 1及び2（略）</p> <p>3 胸部エックス線写真の読影方法 （1）（略） （2）二重読影 2名以上の医師が同時に又はそれぞれ独立して読影すること。読影結果の判定は、「<u>肺がん検診の手引き</u>」（日本肺癌学会編）の「<u>肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分（別紙2）</u>」によって行い、仮判定区分「d」及び「e」のものについては、比較読影を行う。</p> <p>（3）（略） （4）読影結果の判定 読影結果の判定は、「<u>肺がん検診の手引き</u>」（日本肺癌学会編）の「<u>肺がん検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分（別紙2）</u>」により行う。</p> <p>4（略）</p>

新旧対照表

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>5 喀痰細胞診</p> <p>（1）から（3）まで（現行のとおり）</p> <p>（4）喀痰細胞診の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">ア及びイ（現行のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 喀痰細胞診の結果の判断は、「肺がん検診の手引き <u>2020年改訂版</u>」の「肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分(2016改訂)（別紙3）」によって行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">エ及びオ（現行のとおり）</p> <p>6（現行のとおり）</p> <p>第7及び第8（現行のとおり）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（現行のとおり）</p> <p>2 肺がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「肺がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者におけ</p>	<p>5 喀痰細胞診</p> <p>（1）から（3）まで（略）</p> <p>（4）喀痰細胞診の実施</p> <p style="padding-left: 20px;">ア及びイ（現行のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 喀痰細胞診の結果の判断は、「肺がん検診の手引き」(<u>日本肺癌学会編</u>)の「肺がん検診における喀痰細胞診の判定基準と指導区分(2016改訂)（別紙3）」によって行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">エ及びオ（現行のとおり）</p> <p>6（略）</p> <p>第7及び第8（略）</p> <p>第9 検診記録の整備及び精密検査結果の把握</p> <p>1（略）</p> <p>2 肺がん検診精密検査結果の把握</p> <p style="padding-left: 20px;">区市町村又は検診実施機関は、「肺がん検診精密検査依頼書兼結果報告書（様式6号）」等により精密検査実施医療機関に精密検査を依頼するとともに、その結果を把握する。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、精密検査結果の区市町村又は検診実施機関への提供については、個人情報保護法の例外事項として認められている（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド</p>

新旧対照表

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
<p>る個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添(令和5年3月改正))による。)</p> <p>第10 事業評価</p> <p>肺がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「肺がん検診チェックリスト(区市町村用)(様式8号)」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>特に、講習会の実施の有無及び従事する全ての読影医師の受講の有無について検診実施機関に対して確認を行うこと。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>がん検診事業のあり方について</u>」(がん検診のあり方に関する検討会(令和5年6月))に示されている。<u>報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。</u></p>	<p>ンスについて」(平成29年4月14日付個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長連名通知)による。)</p> <p>第10 事業評価</p> <p>肺がん検診は、科学的に効果の明らかな方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であり、区市町村は、「肺がん検診チェックリスト(区市町村用)(様式8号)」を用い、検診の実施状況を把握した上で、本チェックリストの事項が確実に実施されるよう、体制の整備に努めるとともに、検診実施機関等の関係機関と十分協議を行う。</p> <p>特に、講習会の実施の有無及び従事する全ての読影医師の受講の有無について検診実施機関に対して確認を行うこと。</p> <p>また、東京都生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果や助言を踏まえ、検診実施機関の選定や実施方法等の改善に努める。</p> <p>なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方は、「<u>今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について</u>」(がん検診事業の評価に関する委員会 報告書(平成20年3月))に示されている<u>が</u>、報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づ</p>

新旧対照表

東京都肺がん検診の精度管理のための技術的指針（令和6年3月）

新	旧
第11から第12まで（現行のとおり） （別紙1）から（様式第9号）まで（現行のとおり）	き事業評価を行うこととする。 第11から第12まで（略） （別紙1）から（様式第9号）まで（略）